

富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第37条の2の規定による民間賃貸住宅等に係る、家賃等、共益費、敷金等、及び契約更新料等（以下「住宅扶助費等」という。）の代理納付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者 法による保護を現に受けている者をいう。
- (2) 住宅扶助費 法第14条に規定する住宅扶助として給付する金銭をいう。
- (3) 生活扶助費 法第12条に規定する生活扶助として給付する金銭をいう。
- (4) 家主 住居の提供について、被保護者と賃貸借契約を締結している者をいう。
- (5) 管理業者等 被保護者の居住する住居について、委託契約書又は委任状により家主から住宅扶助費等の集金業務の委託を受けている者をいう。
- (6) 代理納付 法第37条の2の規定に基づき、社会福祉事務所長が被保護者に代わり家主又は管理業者等に住宅扶助費等を納付することをいう。
- (7) 家賃等 被保護者が賃借して居住する住宅に係る家賃、間代又は地代をいう。
- (8) 共益費 生活保護法施行規則（昭和25年省令第21号）第23条の2の規定による共益費をいう。
- (9) 敷金等 被保護者が転居に際して必要なものであって、敷金及び権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料並びに保証料をいう。
- (10) 契約更新料等 被保護者が居住する借家又は借間の契約更新に際して必要なものであって、更新手数料、火災保険料並びに保証料をいう。

(対象者)

第3条 代理納付の対象となる者は、家賃等相当額の全額が住宅扶助費として支給されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するもので、社会福祉事務所長が必要と認めるものとする。

- (1) 住宅扶助費及び生活扶助費が支給されているにもかかわらず、家賃等及び共益費が滞納となっている者
- (2) 高齢等による日常生活能力の低下により家賃等及び共益費が滞納となるおそれのある者
- (3) 代理納付を希望する被保護者

(対象費用)

第4条 代理納付の対象となる費用は、次に掲げるものとする。ただし、第1号および第3号で定める費用については、社会福祉事務所長が被保護者へ支給する保護金品として必要であると認めた金額に限る。

- (1) 家賃等相当額の住宅扶助費
- (2) 共益費相当額の生活扶助費
- (3) 敷金等若しくは契約更新料等に係る住宅扶助費
(指導)

第5条 社会福祉事務所長は、被保護者が家賃等及び共益費を滞納していることを把握したときは、当該被保護者に対し未納の家賃等及び共益費を納付するよう指導するものとする。

(依頼)

第6条 住宅扶助費等の代理納付を依頼することができる者は、被保護者又は家主若しくは管理業者等とする。

- 2 住宅扶助費等の代理納付の依頼は、富山市住宅扶助費等代理納付依頼書兼口座振替依頼書(様式第1号)によるものとする。

(決定)

第7条 社会福祉事務所長は、前条第2項の依頼を受けたときは、住宅扶助費等の代理納付の適用又は不適用の決定を行うものとする。

- 2 社会福祉事務所長は、代理納付を適用とする決定を行ったときは、被保護者には生活保護変更通知書により、家主若しくは管理業者等には富山市住宅扶助費等代理納付開始決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 社会福祉事務所長は、代理納付を不適用とする決定を行ったときは、富山市住宅扶助費等代理納付申込却下通知書(様式第3号)により、被保護者及び家主若しくは管理業者等に通知するものとする。

(変更)

第8条 家主又は管理業者等は、賃貸借契約上の地位に変動が生じたとき、家賃等及び共益費の振込口座を変更したとき、家賃等及び共益費を変更したときその他重要な事項に変更が生じたときは、速やかに社会福祉事務所長に富山市住宅扶助費等代理納付変更届出書(様式第4号)を提出するものとする。

(中止)

第9条 社会福祉事務所長は、保護の変更又は停止により、家賃等及び共益費の全部又は一部が一時的に支給されなくなったとき、若しくは代理納付の中止が適当であると判断したときは、家賃等及び共益費の代理納付を中止することができる。

- 2 社会福祉事務所長は、代理納付を中止するときは、被保護者には生活保護変更通知書により、家主若しくは管理業者等には富山市住宅扶助費等代理納付中止通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(再開)

第10条 社会福祉事務所長は、前条により代理納付を中止した場合で、保護の変更又は再開により、再び家賃等及び共益費の全部が支給されるようになったとき、若しくは代理納付の再開が適当であると判断したときは、家賃等及び共益費の代理納付を再開することができる。

2 社会福祉事務所長は、代理納付を再開するときは、被保護者には生活保護変更通知書により、家主若しくは管理業者等には富山市住宅扶助費等代理納付再開通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（終了）

第11条 社会福祉事務所長は、保護の変更、停止又は廃止により家賃等及び共益費の全部又は一部が長期にわたり支給されなくなったとき、若しくは代理納付の終了が適当であると判断したときは、家賃等及び共益費の代理納付を終了することができる。

2 社会福祉事務所長は、代理納付を終了するときは、被保護者には生活保護変更通知書により、家主若しくは管理業者等には富山市住宅扶助費等代理納付終了通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（返納）

第12条 保護の変更、停止若しくは廃止又は賃貸借契約の終了、賃貸借契約上の地位の変動若しくは家賃等及び共益費の変更により既に家主又は管理業者等に代理納付した家賃等及び共益費の全部又は一部が過払いとなったときは、当該家主又は管理業者等は、過払いとなった住宅扶助費等を社会福祉事務所長へ返還するものとする。この場合において、当該家主又は管理業者等は、被保護者に対して有している債権をもって返還すべき家賃等及び共益費の相殺を主張してはならない。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）
（その1）

富山市住宅扶助費等代理納付依頼書兼口座振替依頼書

年 月 日

（宛先） 富山市社会福祉事務所長

依頼者 住所又は所在地
（家主又は管理業者等） 氏名又は名称及び代表者氏名 ⑨
電話番号

富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり代理納付を依頼します。なお、富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱及び裏面の事項について理解し、承諾します。

被保護者	氏名	
	住所	
家主	氏名（名称及び代表者氏名）	
	住所（所在地）	
管理業者等	氏名（名称及び代表者氏名）	
	住所（所在地）	
代理納付を必要とする理由		要綱第3条 第1号・第2号・第3号 に該当 詳細
住宅扶助費等	家賃等料（月額又は年額）	円（月額・年額） （日割家賃 月分 円）
	共益費	円（月額） （日割共益費 月分 円）
	敷金等	円 （*うち住宅扶助費認定額 円）
	契約更新料等	円 （*うち住宅扶助費認定額 円）

* 社会福祉事務所記入欄

次の口座へ振り込み願います。

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店・支店 出張所
口座種別	普通・当座・()	口座番号
口座名義人	(フリガナ)	

（被保護者同意欄）

私は、社会福祉事務所長が私に代わり住宅扶助費等を代理納付することに同意します。また、代理納付の実施に必要な範囲内で、私に係る個人情報を家主又は管理業者等へ提供することに同意します。

住所
氏名

⑨

【代理納付を実施する上での制約・協力等の同意事項】

- 1 社会福祉事務所から支給する家賃等は、生活保護基準内の住宅扶助額であり、基準を超える家賃等分は支給されません。
- 2 社会福祉事務所は、当該月分の家賃等及び共益費について、原則として当該月の4日に支給手続を行います。
- 3 契約更新料等の代理納付を希望する場合は、更新の都度、申請してください。
- 4 代理納付した住宅扶助費は、当該月分の家賃等及び共益費とし、過去の滞納分に充当することはできません。
- 5 社会福祉事務所は、次に掲げる事由が発生した場合は、代理納付額を変更し、又は代理納付を終了します。
 - (1) 被保護者に対して、生活保護の廃止又は停止の決定がされた場合
 - (2) 代理納付を実施している被保護者の収入の発生、増加、世帯員の減少等により、支給する住宅扶助額が家賃等相当額に満たない若しくは満たないと見込まれる場合
 - (3) 入院等により住宅扶助費の認定が取消しとなる場合
 - (4) 被保護者と家主又は管理業者等（以下「家主等」という。）の一方が、書面により代理納付の終了の意思を表した場合。ただし、原則として家賃等の滞納を原因に代理納付を適用した被保護者であって代理納付適用前の滞納家賃等を支払っていないものについては、被保護者の意思では代理納付を中止できません。
 - (5) 被保護者と家主等との間に賃貸借契約が継続しない場合
 - (6) 家主等に変更があった場合において、代理納付を継続するときは、再度所定の手続を行ってください。
 - (7) その他代理納付を継続しがたい事由が発生した場合
- 6 賃借人との賃貸借契約内容に重要な変更があった場合は、家主等は社会福祉事務所に速やかに届け出るものとします。
- 7 家賃等及び共益費の支払いに関すること及び賃貸借契約関係の変更等により発生する問題について、社会福祉事務所は一切責任を負いません。
- 8 保護の変更、停止、廃止その他の事由により、既に代理納付した家賃等及び共益費の全部又は一部が過払いとなり、社会福祉事務所から戻入の通知があった場合は、依頼主は速やかに過払いとなった家賃等及び共益費を返還しなければなりません。

【添付書類】

- 1 被保護者（賃借人）の家賃等及び共益費に係る賃貸借契約書の写し
- 2 家主と管理会社の委託関係が確認できる書類（家主から家賃等及び共益費の集金を委託されている不動産管理会社に住宅扶助費を支払う場合）
- 3 敷金等又は契約更新料等については内訳（敷金、権利金、礼金、不動産手数料、更新手数料、火災保険料、保証料など）が記載されている請求書等の写し

(その2)

富山市住宅扶助費等代理納付依頼書兼口座振替依頼書

年 月 日

(宛先) 富山市社会福祉事務所長

住所
依頼者 (被保護者) 氏名 ⑩
電話番号

富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり代理納付を依頼します。また、代理納付の実施に必要な範囲内で、私に係る個人情報在家主又は管理業者等へ提供することを同意します。

被保護者	氏名	
	住所	
家主	氏名 (名称及び代表者氏名)	
	住所 (所在地)	
管理業者等	氏名 (名称及び代表者氏名)	
	住所 (所在地)	
代理納付を必要とする理由		要綱第3条 第1号・第2号・第3号 に該当 詳細
住宅扶助費等	家賃等料 (月額又は年額)	(日割家賃 月分 円 (月額・年額) 円)
	共益費	(日割共益費 月分 円 (月額) 円)
	敷金等	円 (*うち住宅扶助費認定額 円)
	契約更新料等	円 (*うち住宅扶助費認定額 円)

* 社会福祉事務所記入欄

次の口座へ振り込み願います。

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店・支店 出張所
口座種別	普通・当座・()	口座番号
口座名義人	(フリガナ)	

(家主又は管理業者等同意欄)

私は、社会福祉事務所長が被保護者に代わり住宅扶助費等を代理納付することに同意します。なお、富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱及び裏面の事項について理解し、承諾します。

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

⑩

電話番号

【代理納付を実施する上での制約・協力等の同意事項】

- 1 社会福祉事務所から支給する家賃等は、生活保護基準内の住宅扶助額であり、基準を超える家賃等分は支給されません。
- 2 社会福祉事務所は、当該月分の家賃等及び共益費について、原則として当該月の4日に支給手続を行います。
- 3 契約更新料等の代理納付を希望する場合は、更新の都度、申請してください。
- 4 代理納付した住宅扶助費は、当該月分の家賃等及び共益費とし、過去の滞納分に充当することはできません。
- 5 社会福祉事務所は、次に掲げる事由が発生した場合は、代理納付額を変更し、又は代理納付を終了します。
 - (1) 被保護者に対して、生活保護の廃止又は停止の決定がされた場合
 - (2) 代理納付を実施している被保護者の収入の発生、増加、世帯員の減少等により、支給する住宅扶助額が家賃等相当額に満たない若しくは満たないと見込まれる場合
 - (3) 入院等により住宅扶助費の認定が取消しとなる場合
 - (4) 被保護者と家主又は管理業者等（以下「家主等」という。）の一方が、書面により代理納付の終了の意思を表した場合。ただし、原則として家賃等の滞納を原因に代理納付を適用した被保護者であって代理納付適用前の滞納家賃等を支払っていないものについては、被保護者の意思では代理納付を中止できません。
 - (5) 被保護者と家主等との間に賃貸借契約が継続しない場合
 - (6) 家主等に変更があった場合において、代理納付を継続するときは、再度所定の手続を行ってください。
 - (7) その他代理納付を継続しがたい事由が発生した場合
- 6 賃借人との賃貸借契約内容に重要な変更があった場合は、家主等は社会福祉事務所に速やかに届け出るものとします。
- 7 家賃等及び共益費の支払いに関すること及び賃貸借契約関係の変更等により発生する問題について、社会福祉事務所は一切責任を負いません。
- 8 保護の変更、停止、廃止その他の事由により、既に代理納付した家賃等及び共益費の全部又は一部が過払いとなり、社会福祉事務所から戻入の通知があった場合は、依頼主は速やかに過払いとなった家賃等及び共益費を返還しなければなりません。

【添付書類】

- 1 被保護者（賃借人）の家賃等及び共益費に係る賃貸借契約書の写し
- 2 家主と管理会社の委託関係が確認できる書類（家主から家賃等及び共益費の集金を委託されている不動産管理会社に住宅扶助費を支払う場合）
- 3 敷金等又は契約更新料等については内訳（敷金、権利金、礼金、不動産手数料、更新手数料、火災保険料、保証料など）が記載されている請求書等の写し

富山市住宅扶助費等代理納付開始決定通知書

様

富山市社会福祉事務所長

印

年 月 日付で依頼のありました住宅扶助費等の代理納付については、次のとおり開始するので富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱第7条の規定により、お知らせします。

記

被保護者	氏名	
	住所	
家主	氏名（名称及び代表者氏名）	
	住所（所在地）	
管理業者等	氏名（名称及び代表者氏名）	
	住所（所在地）	
代理納付開始月	年 月分家賃等から（初回振込 年 月 日）	
住宅扶助費等	家賃等料 （月額又は年額）	円（月額・年額） （日割家賃 月分 円）
	共益費	円（月額） （日割共益費 月分 円）
	敷金等	円
	契約更新料等	円
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合 本店・支店 出張所
	口座種別	普通・当座・（ ） 口座番号
	口座名義人	（フリガナ）

備考 住宅扶助費認定額を上回る家賃差額については代理納付の対象となりませんので、被保護者が家主又は管理業者等に直接支払うこととなります。

富山市住宅扶助費等代理納付申込却下通知書

様

富山市社会福祉事務所長

印

年 月 日付けで申し込みのあった住宅扶助費等の代理納付については、次の理由により実施しませんので富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱第7条の規定により、お知らせします。

記

代理納付を実施しない理由

--

備考 住宅扶助費として支給される額は、引き続き家主又は管理業者等に直接お支払いください。

富山市住宅扶助費等代理納付変更届出書

年 月 日

(宛先) 富山市社会福祉事務所長

家主又は管理業者等 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
電話番号

印

富山市住宅扶助費等代理納付事務要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 対象者

対象者 (被保護者)	氏名	
	住所	

2 変更年月日 年 月 日

3 変更事項及びその内容

	変更事項	変更前	変更後
1			
2			
3			
4			
5			

第 年 月 日 号

富山市住宅扶助費等代理納付中止通知書

様

富山市社会福祉事務所長

印

富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱第9条の規定により、住宅扶助費等の代理納付を次のとおり中止するのでお知らせします。

記

被保護者	氏名	
	住所	
家主	氏名（名称及び代表者氏名）	
	住所（所在地）	
管理業者等	氏名（名称及び代表者氏名）	
	住所（所在地）	
代理納付中止理由	保護の 変更 ・ 停止 その他（ ）	
代理納付中止月	年 月分家賃等から	
家賃等料（月額又は年額）	円（月額・年額）	
共益費（月額又は年額）	円（月額・年額）	
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 本店・支店 農協・信用組合 出張所
	口座種別	普通・当座・（ ） 口座番号
	口座名義人	（フリガナ）

【注意事項】

中止以降の家賃等は、被保護者（借借人）が家主又は管理業者等に直接納付することとなります。

第 年 月 日 号

富山市住宅扶助費等代理納付再開通知書

様

富山市社会福祉事務所長

印

富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱第10条の規定により、住宅扶助費等の代理納付を次のとおり再開するのでお知らせします。

記

被保護者	氏名	
	住所	
家主	氏名（名称及び代表者氏名）	
	住所（所在地）	
管理業者等	氏名（名称及び代表者氏名）	
	住所（所在地）	
代理納付再開月	年	月分家賃等から（次回振込 年 月 日）
家賃等料（月額又は年額）		円（月額・年額）
共益費（月額又は年額）		円（月額・年額）
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合 本店・支店 出張所
	口座種別	普通・当座・（ ） 口座番号
	口座名義人	(フリガナ)

第 年 月 日 号

富山市住宅扶助費等代理納付終了通知書

様

富山市社会福祉事務所長

印

富山市住宅扶助費等代理納付事務実施要綱第11条の規定により、住宅扶助費等の代理納付を次のとおり終了するのでお知らせします。

記

被保護者	氏名		
	住所		
家主	氏名（名称及び代表者氏名）		
	住所（所在地）		
管理業者等	氏名（名称及び代表者氏名）		
	住所（所在地）		
代理納付終了理由	保護の 変更 ・ 停止 ・ 廃止 その他（ ）		
代理納付終了月	年	月分家賃等まで	
家賃等料（月額又は年額）		円（月額・年額）	
共益費（月額又は年額）		円（月額・年額）	
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店・支店 出張所
	口座種別	普通・当座・（ ）	口座番号
	口座名義人	（フリガナ）	

【注意事項】

- 1 終了月の翌月以降の家賃等は、被保護者（賃借人）が家主又は管理業者等に直接納付することとなります。
- 2 既に振込みの処理が済んでいる終了月の翌月以降の住宅扶助費等については、家主又は管理業者等から本福祉事務所に返還していただきます。